

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 2 日

都道府県 旅行業担当部局 御中  
地方運輸局 観光部観光企画課 御中  
沖縄総合事務局 運輸部観光課 御中

観光庁参事官（外客受入担当）

### 訪日外国人の病気・怪我の際の連絡先について

平素より観光行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更され、5類感染症となることが決定されました。

「本年10月11日以降の訪日外国人観光客の受入れに関する取扱い等について（要請）（令和4年10月7日付け観光庁参事官（外客受入担当）事務連絡）」において「日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー」を周知致しました。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の患者等は法律に基づく外出自粛（入院、療養、待機）は求められなくなります。

医療機関や相談窓口の連絡先につきましては、同対応フローに記載されていた連絡先と同様となりますが、今後は、訪日外国人の病気や怪我の際、本人の希望に応じて都道府県の相談窓口への連絡や医療機関の検索・受診等の対応を図れるよう、改めまして周知をお願いいたします。

なお、感染法上の位置付け変更後の療養につきましては、厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)）に、参考となる情報が掲載されております。

以上

【医療関係等相談窓口】

A：都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています（サイトは令和5年5月末まで）。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>



B：厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（A の開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】 0120-565-653

【開設時間・対応言語】 土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、タイ語：9:00～18:00、  
ベトナム語：10:00～19:00

【医療機関検索】

症状等に応じた医療機関を受診してください。

以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)

